

糸魚川市地域公共交通網形成計画 延長等の修正素案概要

1 計画修正の理由

法律に基づき当協議会で作成した「糸魚川市地域公共交通網形成計画」について、今年度末で計画期間が終了するが、計画の振り返りと改善作業や未着手事業などがあることから、計画期間の延長をメインとした修正を行います。

[令和2年度第4回協議会(令和3年2月19日開催)にて承認済み]

2 追加・修正内容

基本的には計画延長であるため、大きな方針変更や追加は行いません。
延長するにあたり、内容の一部についてもこの機会に修正いたします。

①期間延長による修正

計画期間が延長[H33→R6へ]に伴う修正

例. 計画期間の修正、スケジュール等の延長分の追加 など

②掲載内容の時期等追加

策定時の内容か、現時点の内容かを明確化し整理

例. 計画の位置づけ、現状と課題 など

③内容調整

策定後の様々な動きにより、計画内容と現状に違いが生じている部分を修正

例. 新駅関連 など

3 今後の予定

《地域公共交通網形成計画》

11月26日 協議会にて素案審議

12月 市議会(建設産業常任委員会)にて素案提示、パブリックコメント実施を報告
パブリックコメントの実施(～令和4年1月)

2月 パブリックコメントの意見を基に素案修正

3月 市議会(建設産業常任委員会)にて修正案提示
協議会にて修正案審議 →確定
市へ答申 →計画修正完了

《地域公共交通再編実施計画》

1月 協議会にて素案審議

3月 市議会(建設産業常任委員会)にて素案提示
協議会にて修正案審議 →確定
市へ答申 →計画修正完了

(4) 今後の対応

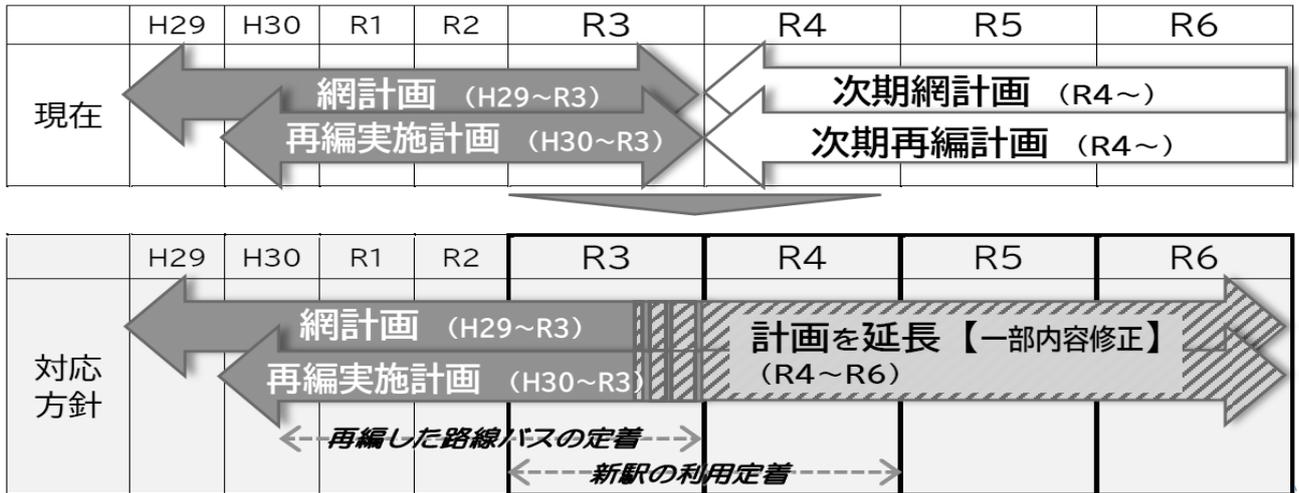
<対応方針>

**令和3年度末までの網計画および再編実施計画を
令和6年度末まで計画期間を延長する**

計画期間の延長により、以下の対応を行います。

- ・大きな方針は変えずに、現状と計画とのズレについて整理・修正を行います。
- ・現計画で行った事業について、見直し内容の定着期間も考慮し振り返りや改善作業を進めることで、計画している事業の推進と実効性を高めます。
- ・中山間地域の交通の見直しや分かりやすい運賃体系など住民の理解を得られるよう延長期間を有効に使い丁寧な対応を進めます。
- ・急激な変化を見せる社会情勢も踏まえ、次期計画策定作業を進めます。

<スケジュール>



年度	R3	R4	R5	R6
P 計画	・現計画についての改訂作業 (期間延長、内容修正など)			
D 実行	・中山間地域の公共交通見直し (コミバス・乗合タクシーの見直し) ・新駅開業による新たな利用の定着	・新駅開業による新たな利用の定着 ・分かりやすい運賃体系の実施	・計画全体での改善内容での事業実施	・計画全体での改善内容での事業実施
C 評価	・単年度での振り返り ・計画全体での振り返り	・計画全体での振り返り		・計画全体での振り返り
A 見直し	・単年度での推進と改善	・計画全体での事業の推進と改善	・次期計画策定に向けた準備作業	・次期計画策定に向けた作業